

沖縄県伝統工芸産業振興計画

昭和55年7月

沖縄県

I. 基本方針

1 計画作成の意義

本県伝統工芸産業を取りまく環境の変化という外部要因と該産業が内部に抱えている問題点を認識し、これまでに実施した伝統工芸産業振興施策の反省にたつて、長期的総合的な計画を策定し、今後の進むべき方向を明らかにすることに意義がある。

すなわち、伝統工芸品は長い歴史をもち、それぞれの土地に住む人々の生活の中で生まれ、受け継がれてきたかけがえのない宝の一つである。

しかしながら、近年の国民経済の著しい発展は、生活様式に変化をもたらし、日常生活は、機械文明の中に埋没しつつあった。ところが国民経済が豊かになるにつれて、生活に豊かさと潤いをもたらし、受着をもって使用できる製品への欲求がおこってきており、伝統工芸品に対する評価も高まってきている。

しかるに本県の伝統工芸品は、これまで経済の発展に取り残され、後継者の確保難、販売促進のおくれなどの問題を抱えている。

県としても、これらの伝統工芸産業を取りまく内外環境を厳しく受けとめ、生産体制の強化と流通対策など需要の開拓を大きな柱として、各種振興施策を推進してきたところであるが、必ずしも、充分には対応しきれていない面がある。このときにあたって、それぞれの伝統工芸品の特性に応じ、長期的、総合的な振興計画をたて、本県伝統工芸品産業の進むべき方向と基本施策を明らかにすることはきわめて重要である。

2 計画の性格

- ・この計画は、「沖縄振興開発計画」を上位計画とする。
- ・本県伝統工芸品産業を取りまく社会的経済的条件を吟味し、これに基づいて振興方針等を明らかにするための計画である。
- ・したがってこの計画は、県の伝統工芸産業振興施策の基本的指針である。
- ・また、市町村にとっては、その自発的施策の指針となるものである。
- ・さらに、事業者の努力すべき方向を示したものであり、振興策の活用とともに、業者の積極的な自助努力を期待するものである。
- ・なお、本計画に基づく振興策の実施にあたっては、自然的、社会的条件を配慮しつつ、関連する他の計画及び施策との十分な相互調整を行うこととする。

3 計画の期間

- ・昭和54年度を初年度とし、昭和61年度を目標年度とする8年計画とする。

4 計画の目的

- ・この計画は、伝統工芸品産業振興の隘路となっている諸要因を克服、除去するとともに、伝統工芸品のもつ特質を生かすことによって、該産業の自立的発展がはかられるように、基礎的条件を整備することを目的とする。

5 伝統工芸産業の特質と現状

- 伝統工芸品の特質については、伝統的な原材料と伝統的な技術又は技法を用いて、手作りを基本として生産されることにあるという点に認識をおくこととする。すなわち
 - ① 日用性—主として日常の用に供するものであること。
 - ② 手工性—製造過程の主要部分が手工業的であること。
 - ③ 伝統性—伝統的な技術又は技法によって製造されていること。
主たる原材料が伝統的に用いられたものであること。
 - ④ 産地性—一定の地域で、少くない数の者が製造に従事していること。
という特質を有している（沖縄県伝統工芸産業振興条例（以下「条例」という。）第2条第1項及び沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則第2条。なお、条例によって、現在4業種14品目が指定されている。）
- 伝統工芸産業の現状については、
 - ① 生産高の推移
 - ② 事業所数、従事者数の推移及び生産性
 - ③ 立地状況と事業形態
 - ④ 地場産業振興の必要性と伝統工芸産業の地位等について調査分析し、現状を明らかにするとともに、他都道府県の伝統工芸産業界と比較検討しながら問題点を抽出していくこととする。
- なお、従来から指摘されている問題点は次のとおりである。
 - ① 労働条件の不備、技術の修得に長時間を要することなどによる後継者の確保が難しい。
 - ② 技術者の高齢化により、高度な技術の継承が難しくなっている。
 - ③ 良質原材料の確保が困難になっている。
 - ④ 事業所が零細であるため、社会的、経済的環境の変化に即応しきれない。
 - ⑤ 需要動向に対応した製品開発が遅れている。
 - ⑥ 主要消費地と遠隔の地にあり、また、流通対策全般のおくれから、計画的販売及び生産体制が整っていない。

6 振興の基本態度

- 伝統工芸品は、それぞれの土地に住む人々の生活の中で、それぞれの時代に応じた創意工夫を積み重ねることによって、育まれ受け継がれてきており、今後においても、生活様式の変化に対応していく必要がある。
 - 一方、最近の伝統工芸品に対する評価の高まりは、その「独特の味わい」にあるといえることから「独特の味わい」を生み出すゆえである伝統性及び手工性もまた受け継いでいかなければならないものである。
 - さらに、本県の伝統工芸産業は、それぞれの地域の経済の重要な役割をになっている。
 - こういった認識のもとで、次の事項を振興の基本態度として据えることとしたい。
- (1) 伝統性の保持
- 伝統工芸品の特質は、伝統的な原材料と伝統的な技術又は技法を用いて、手作業によって作ら

れる点にあるといえる。

- ・伝統工芸品のもつ「独特の味わい」は、これらの製造方法、製造技術及び原材料のもつ伝統性、手工性にあり、伝統工芸品への評価の高まりもまた、これに起因する。
- ・したがって、伝統工芸品のもつ伝統性、手工性は今後とも受け継いでいかななくてはならない。

(2) 独自性と創意工夫

- ・伝統工芸品は、伝統的な技術又は技法のほか各時代の創意工夫の積み重ねによって受け継がれてきたものであり、今後においても生活様式の変化に対応していく必要がある。
- ・ところで、現代の消費者は、「現代的な生活様式の用目的にマッチした機能、デザインをもち、しかも、伝統的な味わいをもつ手づくりの「本物」であることを伝統工芸品に求めている。
- ・こうした消費者のニーズを十分に認識し、その期待通りの良質の伝統工芸品を供給する努力が必要である。
- ・また、本県伝統工芸品は、独特の原材料、加工技術及びデザイン等による独自の特性を有しているため、これを大切にして、特長ある製品づくりをすすめていくことが何よりも重要なことであるといえる。

(3) 産地主義による振興（地域振興）

- ・本県の伝統工芸産業は、業種ごとに、それぞれの産地を形成し、又、地域の経済的、社会的特性と密接不可分の関係をもって存立している。
- ・したがって、伝統工芸、産業の振興にあたっては、その製品の特性や属性による内部的発展条件または制約条件など、個別の立地条件によって振興の可能性と効果も違ったものとなってくるところから、振興にあたっては、それぞれの業種又は産地の個別の方策を検討し、地域振興の視点から推進していくこととしたい。
- ・また、伝統工芸品は、それぞれの土地の自然的、歴史的風土条件やそこに住む人々の生活の中で生まれ受け継がれてきたものであり、それぞれの産地によって特色があるが、現代の消費者の複雑なニーズにたたえるためには、むしろこの産地色を大切にして、画一化を避ける必要がある。
- ・したがって、伝統工芸産業の振興は、個々の業者の認識と自覚及び発展への積極的な意欲が不可欠であり、その意欲を喚起、創出されるような生産基盤の整備が必要である。

7 振興方針

- ・伝統工芸産業を振興するにあたっては、次の方針のもとに推進していくこととしたい。

(1) 後継者の確保及び育成

- ・後継者の確保及び育成は、伝統工芸産業を振興していくうえで、最も重要なことである。
- ・このため公設試験研究機関及び事業協同組合等団体の行う後継者研修を充実させるほか公共職業訓練制度、及び学校教育の場における育成を推進する。また、後継者の定着を良くする面から作業環境の改善等、労働条件の改善、整備、指導を強化していくこととする。

(2) 技術又は技法の継承・改善

- ・伝統的な技術又は技法が、伝統工芸品のもつ「独特の味わい」に大きな影響を与えることからその継承、改善に努めるとともに、公設試験研究機関における技術開発指導等を一層強化し、

より高品質の伝統工芸品の供給に努める。

(3) 原材料の確保及び研究

- ・原材料が、製造方法、製造技術とともに、伝統工芸品の特質、もち味に重要な関係をもつことから伝統的に用いられてきた原材料の確保に努めるとともに、新規原材料の研究、開発を推進する。

さらに、事業協同組合等において原材料の共同購入等を推進し、計画的な調達に努めることとする。

(4) 生産基盤の整備

- ・伝統工芸産業が、地場産業の中で、期待される機能を果たしていくためには、その経営が健全であることが必要であり、適正な生産力を有していることが必要である。
- ・このため、財務の改善指導、生産面の合理化、組織化の強化、及び金融対策を促進する。
また、各産地の中核的施設として共同利用施設等の設置を促進することとする。

(5) デザイン振興

- ・デザインの向上が、製品の質的向上をうながし伝統工芸産業の健全な発展に寄与する有力なツールであることからデザイン振興体制の整備拡充に努める。
また、企業のデザイン開発力の向上を推進するほか、意匠の積極的な保護に努める。

(6) 流通対策

- ・伝統工芸品の流通機構は、その特性とも関連して、多様な経路や段階がある。
- ・特に本県の場合、主要な流通ルートが一定しない等取引が不安定な状況にある。
- ・このようなことから既存の流通ルートの整備拡充に努めるほか、市場情報の収集、提供、製品の普及、販路の開拓及び市場動向に見合う製品開発に努め、需要、開拓をはかるとともに、消費者への適正情報の提供に努めることとする。

(7) 環境保全

- ・自然環境及び生活環境の保全の重要性を認識し、伝統工芸産業の振興による環境汚染又は公害の発生の未然防止に努め、防止技術の研究、開発対策を実施するとともに、環境保全意識の普及、高揚に努めることとする。

III. 重要課題

1 伝統工芸関係の高等教育機関の設置

伝統工芸産業の育成振興にあたって、長期的展望に立った基本的方策は、その産業に従事する技術者を養成する、中等教育、高等教育をとおした産業教育の体系を整備することであろう。わが国の近代産業社会のめざましい成長発展と近代教育、とりわけ産業教育の変遷発展とはほとんど対応しているように産業社会の要請にそった教育研究期間を設置し、教育体系を整えることは、基本的に重要だと思われる。

本県における、伝統工芸産業に従事する技術者の公的養成機関は、いわゆる後期中等教育の工業教育における、デザイン科、インテリア科、染織デザイン科等があり、その他に県伝統工芸指導所の技術研修、婦人就労援助センターの織布科がある。これらの教育養成期間は、修業年限が短く、初歩的、基礎的な職業教育の中堅技術者の養成にとどまっている。

本県の伝統工芸産業の直面する後継者養成の課題に関して

- (1) 長期の修業、修練が要求される伝統工芸技術の継承には、中等教育、高等教育をとおした、一貫した教育体系が要求される。
- (2) 技術の深化、高度化をめざすには、より上級の高等教育研究機関の設置がのぞまれる。
- (3) 教育機関は、おおむね研究機関の機能をあわせもつので、伝統工芸技術の発展向上に資する先導的役割を担うことが期待できる。
- (4) 高等教育機関の設置は、伝統工芸産業の発展に資する指導者を養成するだけでなく、本県が誇る独得の伝統文化のいっそうの発展に寄与することができる。また若年層の伝統工芸への関心を高め、就業への意欲を喚起するものと思われる。
- (5) 後継者の安定的確保と技術の高度化の要請に応えることができる。
以上のような理由から、伝統工芸技術の継承発展を担う高等教育機関（芸術大学、高等工芸専門学校）の早急な設置がのぞまれる。

2 財団法人沖縄県工芸振興センターの機能拡充・強化

本県伝統工芸産業は、流通問題等幾多の問題をかかえている。このような中で、財団法人沖縄県工芸振興センター（以下「振興センター」という。）の果たす役割はますます大きくなってきており、各種の事業をより強力に実施しその機能の拡充・強化を図ることは重要な課題となっている。

振興センターは、本県伝統工芸産業の振興、育成を最も有機的かつ効果的に推進すべく、昭和51年3月31日「伝統工芸産業の振興を促進し、もって地域経済の発展に寄与すること」を目的として、県の出資（基本財産1,000万円）により設立された法人で主として県の補助金によって運営がなされている。

これまで主な事業として、展示、販売促進、広報活動、情報収集活動、デザイン振興等の事業を実施している。

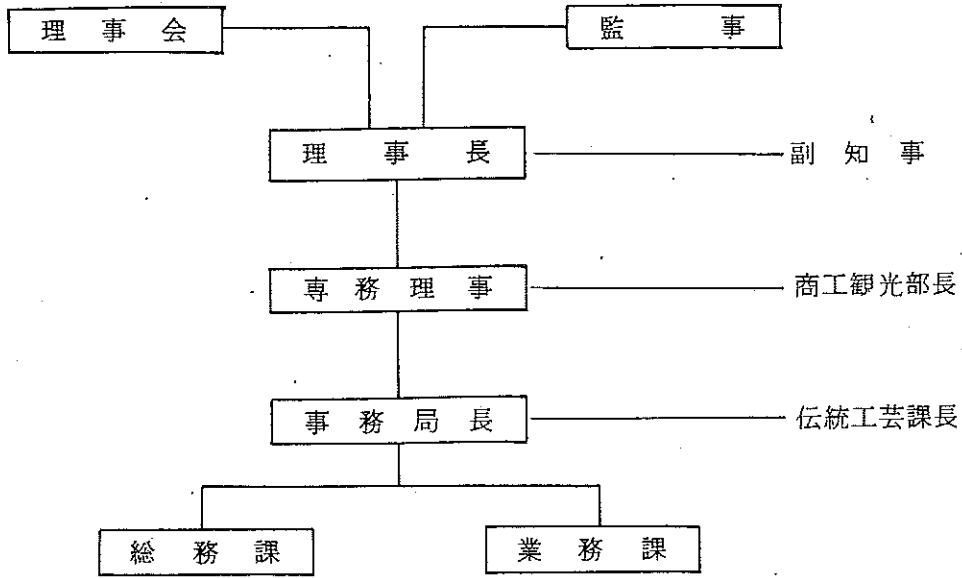
なお、振興センターの組織、機構は別表1のとおりとなっている。

振興センターは財政的な基盤が脆弱であり、組織・陣容等も必ずしも充分でないことなどから、沖縄の伝統工芸産業界の中で「中核的機関」として、より強力に位置づけるためには、次のような対策を講ずる必要がある。

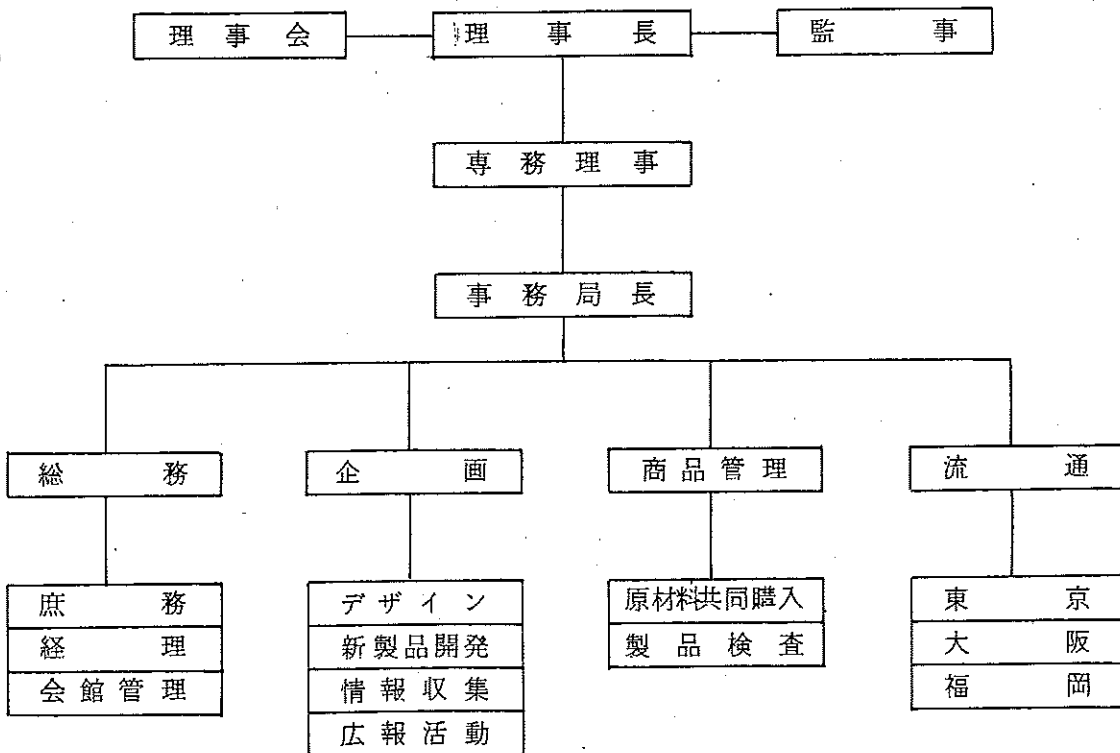
- (1) 現在の県からの出損金をさらに増額していくとともに、県のみではなく必要に応じ市町村、業界等からも出損金を募ることによって、基本財産の計画的造成を進め、財政を確立し、運営の円滑化をはかる。
- (2) 県内では、各産地組合との連携をはかりつつ業界の「総合窓口的性格」を有する組織とし、流通経路の整備拡充等を行いながら、併せて自己財源の強化をはかる。
- (3) 振興センターの各種の事業目的を強力に推進させるため、別表2のように組織を拡充し陣容を強化する必要がある。
- (4) 本県伝統工芸産業を振興していく中で、振興センターが、業界の「中核的機関」としての機能を、より効果的に果たしていくためには、組織、陣容の強化はもちろんその活動の拠点となる施設の早急な設置が必要であるといえる。

このため、情報、資料の収集、保存、提供、需要の開拓、流通体制の整備、デザイン保護、登録、検査部門の強化等、振興センターの事業活動をより効果的に進めるとともに伝統工芸業界相互の連携の強化に資することを目的とした工芸会館の設置について調査、検討、推進していくこととする。

別表 1
現 組織・機構図



別表 2
改 組織・機構図



3 「沖縄工芸列島」計画

沖縄には、その歴史的背景と風土によって育まれてきた多くの伝統工芸品がある。かつて琉球王国の経済基盤を海外貿易に求めた結果、それぞれの地域からもたらされた特色ある技法を吸収消化し、沖縄の地理的特性、風土と先人のたゆみない努力によって、独特のものに高められ受け継がれてきたものである。

こうして受け継がれてきた伝統工芸品を現代の生活に溶け込ませ、振興をはかっていくために、国や県では、各種の振興策を実施してきたところであるがしかし、沖縄のもつ島嶼性という特質をふまえて、自立した潤いのある文化圏を築くためには、態勢が未だ充分とはいえ、もっと強力な諸施策を講ずる必要がある。

この際、今後講ずることとしている各方策が複合目的を達成することを狙い、そのシンボリックな方策として「沖縄工芸列島」計画を提起することとしたい。

「沖縄工芸列島」計画は、各島嶼に散在する伝統工芸産業を初めとする各産業の相乗効果を高め、それぞれの地域における産業の振興・発展を目指すものであり観光振興基本計画、離島振興計画及び圏域別振興開発基本方針その他とあいまって「活力ある沖縄県」の確立を目指すものである。

「沖縄工芸列島」計画は、

- (1) 伝統性の保持
- (2) 独自性と創意工夫
- (3) 産地主義による振興

を三本の柱として、産業、文化の両面から特に地域振興の側に視点をおき推進するものである。

この計画は、前述したように伝統工芸産業の振興について総合的、立体的に諸施策を結合させ、シンボリックに提起するものであり、これを効果的に押し進めていくためには、いっそうの関心をもたせる必要がある。このため適当な時期に

「沖縄工芸列島」宣言

「沖縄工芸列島」振興月間の設定

をすることとする。

さらにこの計画の前期が終了し、後期における計画がスタートする昭和58年に本計画をいっそう効果的に推進していくために

「沖縄工芸列島」振興年(Okinawa Crafts Island Promotion Year)を設定する。

4 工芸村の設置

伝統工芸産業の生産における現状は、個々の小規模作業であるために、生産性が低く、作業環境も整備されていない。

生産性の向上をはかるとともに、若い後継者を増強して、活気ある産業にするため、工芸村の設置がのぞまれている。

工芸村の設置によって、市街地に散在する陶器製造業者及び染織物製造業者等が、都市過密化

にともない、直面している公害問題や、媒染剤による公害問題等を解決するのはもとより、施設の共同利用、従業員福祉の充実（託児所等）、工場の拡張整備、原材料の確保および流通問題等の共同事業を実施する。

このような合理化の推進によって、生産性を高め、伝統工芸産地の集団化計画策定を促進することとする。

しかし、社会の変遷にともなって、伝統工芸の環境も変わるものと思われるので、単に生産性の合理化や、作業環境の改善のみでは工芸村の意義はうすい。各業種ごとに、その有利性、不利性を検討しながら、総合的に、生活の集団移転や、文化的波及効果も考えていく必要がある。

県においては、当面煙害等の公害及び作業環境の整備、拡充が迫られている陶器業界を中心にこれを推進するため、昭和54年度においては、読谷村に移転した「ヤチムソの里」の読谷壺屋共同登窯の建設に対し、助成を講じているが、今後は読谷村当局の構想との兼ね合いも考慮しつつ、その助成策を講じていく必要がある。